

所ヲ定メ給フ、其御道スガラノ名蹟御遷行ハ次第ハ、皆内外下ニ委ク記之。略

五十鈴川 五十鈴川トハ、内宮ノ神前、風宮ノ橋ノ水上ヨリ五十鈴川ト名付テ、御鎮座所ヲ五十

鈴川上ト云、夫ヨリ二見ノ入涯ヲ五十鈴ノ川後ト云ト古記ニアリ、然レバ宇治川之總名ト聞ク

ヲ、○中略

御裳濯川 鏡石ノ方ノ流ヲ御裳濯川ト云、神宮ノ御前ヨリノ流ヲ五十鈴川トイヘド、御裳濯川

モ五十鈴川モ俱ニ宇治川ノ總名ナルベシ、御裳濯川ト號セシハ後ノ號也、

〔伊勢參宮名所圖會四〕五十鈴川御裳濯川ともいふ、又此川二派にして、一派は志州磯部村の邊の谷

谷より來る、一流は宇治山々の谷、又志州より流る也、末は中村楠部鹿海村過て二見の海に至る、

今南より流る、をみもすそ川、東より流る、を五十鈴川なりといふは非なり、今南より流る、をみもすそ川、東より流る、を五十鈴川なりといふは非なり、

〔日本書紀垂六〕二十五年三月丙申、天照大神誨倭姬命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍

國可憐國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、

遠江國 菊川

〔書言字考節用集二〕菊川本字仇求、遠州榛原郡、事見續太平記

〔東遊行囊抄九〕菊川 昔ハ此所驛宿也、鎌ノ名作アリ、此鍛冶代々此所ニ佳ス、入口小橋アリ、長

四間、東ノ出口ニ橋アリ、長十二間、是菊川也、此川ヲ以テ宿ノ號トス、此川上ニ大鹿村ノ下ニ菊ガ

淵トテ、菊花多キ所アリト云、川下ハ郡中トテ、横須賀ノ方ヘ落ルナリ、

〔古今著聞集十三〕承久のみだれによりて、中御門中納言宗行卿、關東へよびくだされけるに、菊河

といふ所にて、うじなはるべきよしき、て、遊女の家、の柱に書付給ひける、

昔南陽縣菊水汲下流而延齡、今東海道菊川於兩岸而失命、

はふすぐる身をうきしまが原にきてつるに命をまたさだめつる、さしもの事にとりあへず

案じつらねられける、あはれにいみじき事也、